

○財務省告示第五十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年一月十九日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年二月八日

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第二
回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項及び第四十七条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
利回りを競争に付して行われる
入札（以下「利回り競争入札」と
いう。）による発行（以下「利
回り競争入札発行」という。）及

び利回り競争入札の募入の決定
をした後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第Ⅱ非価格競
争入札発行」という。）

五 募入決定の

方法

イ 利回り競争入札発行

各申込みのうち応募利回りの低
いものからその応募額を順次割

十 十 十 十 九 八
 三 二 一 一 振 額 最
 の 経 利 発 発 替 額 低 行
 払 過 子 行 行 単 額 額 面
 込 利 子 行 行 価 位 金 金
 み 子 率 格 日

(一) 年 十 額 平 ず 額 の 振 五
 二 七 面 成 る の 記 替 萬
 募 入 二 銭 額 十 二 数 又 の 規 円
 払 込 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
 式 によ 規 算 出 し た 金 額 を 第 二
 十 号 に 規 定 す る 日 に 払 い 込
 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 22}{100} \times \frac{121}{365}$$

(二) 得 は 出 に 住 時 額 金 に の 口 る に
 税 外 し は 者 に 一 額 よ に 座 も 係 発
 の 国 た 、 又 お た に り つ に の 所 行
 税 法 金 前 は い だ 百 算 い 記 載 し 又 は 振 替 源 、 そ
 率 人 額 記 外 て し 分 出 て は 又 は 振 替 口 泉 徴 収 の
 を が 適 当 の 法 得 当 二 十 金 前 記 録 さ れ 算 式 も の
 乗 用 該 算 人 す 該 国 を 乗 じ ら 当 算 式 も の
 じ た 金 受 け る 者 又 算 合 居 行 金 該 式 も の

十四 初期利子

控除することができる。
平成二十二年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十六 償還期限

平成六十一年三月二十日
額面金額百円につき百円

十七 償還金額

日本銀行

十八 払入場所

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十二年一月十九日